

令和5年度版

中富良野町補助金等ハンドブック



中富良野町民のみなさまへ
中富良野町へ移住を考えているみなさまへ

 **北海道中富良野町**

1. はじめに…～「中富良野町補助金等ハンドブックのご活用について」～ 【P2】

2. 中富良野町の主な補助金等

保健・医療・福祉 ～子育てしやすく健康で安心して暮らせるまち～

- (1) 北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等） 【P2～3】
- (2) 寝たきり者等おむつ購入費給付事業 【P4】
- (3) 寝たきり高齢者等介護手当支給事業 【P5】
- (4) 特定疾患患者通院交通費給付事業 【P6】
- (5) 腎臓機能障害者交通費給付事業 【P7】
- (6) 重度障害者タクシー乗車券等給付事業 【P8】
- (7) 身体障害者等住宅改修支援事業 【P9】
- (8) 予約型乗合タクシー事業 【P10】
- (9) なかふっこ託児応援事業 【P11】
- (10) 少子化対策事業 【P12】
- (11) CT肺がん検診費用補助金 【P13】
- (12) 任意予防接種事業 【P14】
- (13) インフルエンザ予防接種（高齢者） 【P15】
- (14) 妊婦・産婦健康診査費補助金 【P16】
- (15) 妊娠判定検査補助金 【P17】
- (16) 新生児聴覚検査費用補助金 【P18】
- (17) 定期予防接種費用補助金 【P19】
- (18) 幼児口腔検診・フッ素塗布事業 【P20】
- (19) 各種検診事業 【P21】

産業 ～活力あふれる人材を育てるまち～

- (20) ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金 【P22】
- (21) 規模拡大支援事業補助金 【P23】
- (22) 産業担い手サポート事業補助金 【P24～27】
- (23) 新農村づくり総合支援事業補助金 【P28】
- (24) 中富良野産ブランド牛育成促進事業補助金 【P29】
- (25) 自給粗飼料生産基盤強化事業補助金 【P30】
- (26) 改良精液・受精卵導入奨励事業補助金 【P31】
- (27) 農業用ビニールハウス骨材等設置事業補助金 【P32】
- (28) スマート農業導入緊急対策支援事業補助金 【P33】
- (29) 商工観光みらい応援事業補助金 【P34～35】
- (30) 中小企業補償融資事業補助金 【P36】
- (31) 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 【P37】
- (32) はたらく住環境応援事業補助金 【P38】

- (33) チャレンジショップ支援事業補助金 【P39】
- (34) ふるさと納税スタート事業補助金 【P40】
- (35) 造林等推進事業補助金 【P41】

教育・文化 ～心豊かな人と文化を育むまち～

- (36) なかふらの自主企画講座 【P42】
- (37) 児童生徒就学援助事業 【P43】
- (38) 幼稚園就園奨励費補助事業 【P44】
- (39) 奨学資金貸付事業 【P45】
- (40) 奨学金返還支援事業 【P46】
- (41) 高等学校通学費等補助事業 【P47】
- (42) デジタル学習端末購入費支援給付金 【P48】

生活環境 ～自然と共生する美しく安全なまち～

- (43) 新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 【P49】
- (44) 自動車急発進抑制装置設置補助金 【P50】
- (45) 高齢者運転免許証自主返納支援事業 【P51】
- (46) 通話録音装置等設置補助金 【P52】

生活基盤・移住・定住 ～さらなる発展への生活環境をつくるまち～

- (47) 新定住応援促進事業補助金 【P53】
- (48) 結婚新生活支援事業補助金 【P54～55】
- (49) 子育て世代等応援定住促進事業補助金 【P56～57】
- (50) 潤いのあるまちづくり事業（チャイルドシート普及促進事業）補助金 【P58】
- (51) 住宅リフォーム促進事業補助金 【P59～60】
- (52) なかふエコ住宅支援補助金 【P61～62】
- (53) 個人住宅用太陽光発電システム設置補助金 【P63】
- (54) 空き家等解体事業補助金 【P64～65】
- (55) 空き家バンク成約引越費用補助金 【P66～67】
- (56) 空き家バンク登録促進補助金 【P68～69】

共生・協働 ～みんながつながるまち～

- (57) 町民手づくり事業補助金 【P70】

3. その他の事業 【P71】

中富良野町に居住するにあたっての簡単な情報とQ&A～については、移住パンフレットをご参照ください。

1. はじめに…

「中富良野町補助金等ハンドブック」のご活用について

「中富良野町補助金等ハンドブック」は中富良野町で実施している主に個人への補助金等をまとめたもので、「町独自で実施している補助事業」や「町民の皆様の暮らしに役立つ事業」などを掲載しています。

なお、本冊子の掲載内容については、簡潔に記載していますので、詳しい内容は各事業の担当部署へお問い合わせ願います。

2. 中富良野町の主な補助金

保健・医療・福祉 ～子育てしやすく健康で安心して暮らせるまち～

(1) 北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等）

【担当部署】 税務住民課国保住民係

【電話番号】 0167-44-2124

【窓口の場所】 役場庁舎 1階

【ホームページアドレス】

<https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000115.html>

【補助金の内容】

- ・ 重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担額を給付する

【補助対象者】

● 重度心身障害者（所得制限あり）

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた方で障害等級1～3級（3級の場合は内臓の障害に限る）に該当する方
- ② I Qがおおむね35以下の重度の知的障害者（重複障害についてはI Qがおおむね50以下の方）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、1級に該当する方

● ひとり親家庭等（所得制限あり）

- ① 母子家庭の母または父子家庭の父（18歳未満の子を扶養または監護している方及び20歳未満の子を扶養している方）
- ② 母子家庭または父子家庭の子（18歳未満の方及び20歳未満で扶養されている方）

● 乳幼児等（所得制限なし）

- ① 18歳（満18歳の年度末）までの方

【補助内容】**●重度心身障害者・ひとり親家庭等**

- ・18歳（満18歳の年度末）までの方～負担なし（保険給付対象）
- ・非課税世帯～初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔道整復270円）
- ・課税世帯～1割負担
- ・月額上限～入院：57,600円、通院：18,000円
- ・訪問看護～1割負担（月額上限～非課税世帯：8,000円、課税世帯：18,000円）

※重度心身障害者で精神障害者保健福祉手帳により受給者となる方は、入院に係るものを除く

※ひとり親家庭等の父及び母については、入院・指定訪問看護に係るものに限る

●乳幼児等

- ・負担なし（保険給付対象）

【実施期間】**●重度心身障害者・ひとり親家庭等** 昭和58年～**●乳幼児等** 昭和48年～**【申請に必要なもの】****●重度心身障害者**

- ・障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証 ・所得を証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバー等）

●ひとり親家庭等

- ・在学証明書（18歳以上20歳未満の扶養されている者のみ）
- ・健康保険証 ・所得を証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバー等）

●乳幼児等

- ・健康保険証 ・所得を証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバー等）

【交付までの流れ】

①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定

【備考】

- ・受給者証は、毎年7月31日までが有効期限となり、7月頃に更新のご案内をします。
（18歳の方は、18歳に到達する年度の3月31日までが有効期限となります。）

(2) 寝たきり者等おむつ購入費給付事業	
【担当部署】 福祉課介護支援係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 常時おむつを使用している方またはその介護者に対し、おむつ費用の負担を軽減する目的で1日につき100円給付する ※ショートステイ（短期入所）、施設入所、介護療養型に入院している等の期間を除く	
【補助対象者】 次の①～③の全ての要件に該当する方 ①小学校就学始期以上の方 ②中富良野町に1年以上住所を有する方 ③次のいずれかに該当し、常時おむつを使用している方 ・ 寝たきりの方 ・ 心身障害者または排泄機能に障害を有する方	
【補助金額】 1日につき100円	
【実施期間】 平成7年度～	
【申請に必要な手続き】 ○認定申請 ・ 申請書 ・ 給付金の振込先がわかる預金通帳等 ○交付申請（認定申請後、年2回） ・ 署名	
【交付までの流れ】 ①認定申請⇒ ②認定審査⇒ ③交付申請⇒ ④交付決定⇒ ⑤指定口座へ振込（年2回）	
【備考】	

(3) 寝たきり高齢者等介護手当支給事業	
【担当部署】 福祉課介護支援係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・在宅生活をしている65歳以上で寝たきりまたは認知症の方、65歳未満の寝たきり重度心身障害者・寝たきり特定疾患患者の介護者に月額3万円を支給する ※1ヶ月につき、20日以上在宅で生活している場合のみ支給される ※入院、ショートステイ（短期入所）、施設に入所している期間は対象外	
【補助対象者】 在宅で次のいずれかに該当する方と同居し、常時介護をしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で寝たきりまたは認知症の方（要介護認定を受け、要介護度4または5に該当している方） ・65歳未満の寝たきり重度心身障害者（6ヶ月以上継続して寝たきりで身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定に該当する方） ・寝たきり特定疾患患者（6ヶ月以上継続して寝たきりで「特定疾患医療受給者証」・「特定疾患患者認定書」・「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」・「先天性血液凝固因子障害患者認定証」のいずれかの交付を受けている方） 	
【補助金額】 月額3万円	
【実施期間】 平成3年度～	
【申請に必要な手続き】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・給付金の振込先がわかる預金通帳等 ・（寝たきり重度心身障害者のみ）身体障害者手帳または療育手帳 ・（寝たきり特定疾患患者のみ）特定疾患受給者証・特定疾患患者認定書・先天性血液凝固因子障害医療受給者証・先天性血液凝固因子障害患者認定証 	
【交付までの流れ】 ①認定申請⇒ ②認定審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込（年2回）	
【備考】	

(4) 特定疾患患者通院交通費給付事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患で町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の1／2を支給する（10円未満切り捨て） ・ 特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の1／2を支給する 	
【補助対象者】 次の①～④の全ての要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ② 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患登録者証」の交付を受けている方 ③ 生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方 ④ 前年の所得が、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の規定による額を超えていない方 	
【補助金額】 鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の1／2（10円未満切り捨て）	
【実施期間】 平成4年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証 ・ 給付金の振込先がわかる預金通帳等 ○ 交付申請（認定申請後、年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証 ・ 通院証明書 	
【交付までの流れ】 ① 認定請求⇒ ② 認定審査⇒ ③ 交付申請⇒ ④ 交付決定⇒ ⑤ 指定口座へ振込（年2回） ※ 継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年2回）	
【備考】	

(5) 腎臓機能障害者交通費給付事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓機能に障害を有し、人工透析療法を受けるために町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）またはバス運賃相当額の1/2を支給する（10円未満切り捨て） ・特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の1/2を支給する 	
【補助対象者】 次の①～③の全ての要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ②腎臓機能障害により、人工透析療法を受けており、身体障害者手帳の交付を受けている方 ③生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方 	
【補助金額】 実費負担額（鉄道賃またはバス運賃）相当額の1/2（10円未満切り捨て）	
【実施期間】 昭和55年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ○認定申請 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・給付金の振込先がわかる預金通帳等 ○交付申請（認定申請後、年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・特定疾病療養受療証 ・通院証明書 	
【交付までの流れ】 ① 認定請求⇒ ②認定審査⇒ ③交付申請⇒ ④交付決定⇒ ⑤指定口座へ振込（年2回） ※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年2回）	
【備考】	

(6) 重度障害者タクシー乗車券等給付事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html	
【補助金の内容】 ・身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている重度障害者の方へ、富良野沿線ハイヤー協会に加盟している会社で使用できるタクシー乗車券または町と契約を締結しているガソリンスタンドで使用できる自動車等給油券を交付する	
【補助対象者】 次の①及び②の要件に該当する方 ①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ②次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・下肢障害または体幹機能障害 1 級～1 種 3 級の方 ・視覚障害 1～2 級の方 ・内臓機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓）またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者 1～3 級の方 ・療育手帳 A 判定に該当する方 	
【補助金額】 下記のどちらかを選択 ① タクシー乗車券 1 人につき 36 枚 ※チケット 1 枚で基本料金（初乗り料金）が無料 ② 自動車等給油券 1 人につき 10 枚 ※1 枚 1,000 円の助成	
【実施期間】 平成 5 年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳 ・印鑑 ・車検証（自動車等給油券申請者のみ） 	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②タクシーチケットまたは自動車等給油券交付 ※継続して交付を受けるためには、年度ごとの申請が必要となる	
【備考】 ・使用期限は、交付された年度のみ有効（4月上旬～翌年3月31日まで）	

(7) 身体障害者等住宅改修支援事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 重度心身障害者及び介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けた方の在宅福祉の推進を図るため、住宅改修費用の一部を助成する。	
【補助対象者】 次の①～③すべての要件に該当する方 ①町内に住所を有している方 ②日常生活用具給付事業または居宅介護住宅改修費の支給を受け、支給限度基準額を超える住宅改修を行う方 ③町税や公共料金を滞納していない方	
【補助金額】 ・ 当該住宅改修にかかる費用から日常生活用具事業または居宅住宅改修費の支給限度基準額を差し引いた額の90/100に相当する額（上限額18万円）	
【実施期間】 平成13年度～	
【申請に必要なもの】 ・ 領収書及び工事内訳書 ・ 介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要な理由書 ・ 工事箇所ごとの改修前及び改修後の写真 ・ (借家等に居住している世帯のみ) 住宅所有者の承諾書	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②交付決定⇒ ③指定口座へ振込	
【備考】	

(8) 予約型乗合タクシー事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00001150.html	
【制度の内容】 ・高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児等の通院や買い物、閉じこもり予防など暮らしを支える交通移動手段の確保のため「予約型乗合タクシー」の運行を実施する	
【利用対象者】 次のいずれかの条件を満たす方で、町内に在住し住民登録されている方 ① 65歳以上の方（満年齢） ② 障がい者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ③ 妊婦の方 ④ 乳幼児（小学校入学前の幼児） ⑤ その他町長が認める者 （指定難病等の方・介護保険の認定を受けている方・医療保険の特定疾病対象者・国で定めている公費負担医療制度に該当する方（一部除く）） ⑥ ①から⑤の介助者または保護者 ⑦ 高校生	
【利用金額】 町内全域一律料金（片道） 小学生以下 100円、中学生以上 200円（介助者または保護者も同額） <u>※中学生以上の利用金額は令和5年6月より300円となります（予定）</u> ※中富良野町立病院受診の際は往復無料	
【実施期間】 平成25年8月～	
【申請に必要なもの】 ・印鑑 ・障がい者手帳、母子健康手帳（補助対象者②・③の方） ・介護保険証、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証等、その他病名のわかるもの （補助対象者⑤の方）	
【利用までの流れ】 ①申請⇒ ②登録者カード到着⇒ ③電話若しくはスマートフォンより予約	
【備考】 ・運行区域 町内限定 ・運行日時 通年運行（土曜・日曜・祝日運行） 午前8時から午後5時 ・予約受付 午前7時から午後8時（土曜・日曜・祝日受付可能） ・予約型乗合タクシー専用電話番号 0167-44-2265	

(9) なかふっこ託児応援事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000769.html	
【補助金の内容】 ・「なかふらのこども園」で行う「一時保育事業」や「NPO 法人こどもサポートふらの」で行う「ファミリーサポートセンター事業」や「託児サポート事業（集団託児）」を利用する際に、1人1時間あたり200円の軽減を行う（ひとり親世帯については、1人1時間あたり300円軽減）	
【補助対象者】 次の①～③の全ての要件に該当する方 ①小学生以下の方 ②中富良野町に住所を有する方 ③一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等を利用する方	
【補助金額】 一般世帯 1人1時間あたり200円 ひとり親世帯 1人1時間あたり300円 ※30分となる場合はそれぞれの軽減額に2分の1を乗じて軽減	
【実施期間】 平成28年度～	
【申請に必要なもの】 利用にあたって福祉課への手続きは必要ありませんが、一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等を利用する際に、事業者への手続きが必要となります。 ※事業者を利用料をお支払いする段階で、自動的に軽減されます。	
【交付までの流れ】 ①事業者への利用申請⇒ ②託児等利用⇒ ③事業者へ料金の支払い（自動的に軽減されます）	
【備考】 軽減された費用については、町から事業者へ直接支払いになります。 一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等の利用料は直接事業者にお問い合わせください。	
【一時保育事業】 なかふらのこども園（電話 0167-44-2537） 【ファミリーサポートセンター事業等】 NPO 法人こどもサポートふらの ファミサボ事務局（電話 0167-45-6966）	

(10) 少子化対策事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 町内の事業者や団体による出会いを創出するイベントに対して50,000円を上限に補助する	
【補助対象者】 次のいずれかの条件を満たす方 ① 町内事業者 ② 3人以上で構成する団体 ③ その他町長が認める者	
【補助金額】 イベント1回50,000円を上限	
【実施期間】 令和3年度～	
【申請に必要なもの】 ○ 交付申請 ・ イベント内容の企画書 ・ 事業予算書 ○ 実績報告 ・ イベントの実績報告書	
【交付までの流れ】 ① 交付申請⇒ ② 申請書類の審査⇒ ③ 交付決定⇒ ④ イベント開催⇒ ⑤ 実績報告⇒ ⑥ 補助金交付（指定口座へ振込）	
【備考】 ・ イベントの実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策の予防措置を十分に実施することが条件	

(11) CT肺がん検診費用補助金	
【担当部署】 福祉課健康推進係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000104.html	
【補助金の内容】 ・中富良野町立病院でCT肺がん検診を受けた方へ5千円（検診料金1万円）を補助する	
【補助対象者】 ・町内に住民登録を有する年度末までに40歳以上になる方	
【補助金額】 5千円	
【実施期間】 平成22年度～	
【申請に必要なもの】 ・中富良野町立病院に直接申込（電話 0167-44-2020）	
【交付までの流れ】 ①申込⇒ ②検診案内通知⇒ ③検診受診⇒ ④窓口で検診料金（5千円）の支払い	
【備考】	



